

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

解 説 書

(改訂版)

奈 良 市

(令和2年1月)

目 次

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 条文ごとの解説

前文	2
第1章 総則	
第1条 (目的)	3
第2条 (定義)	3
第2章 まちづくりの基本理念等	
第3条 (まちづくりの基本理念)	8
第4条 (まちづくりの基本原則)	9
第3章 市民等の役割及び市の責務	
第5条 (市民の役割)	10
第6条 (市民公益活動団体の役割)	10
第7条 (事業者の役割)	11
第8条 (学校の役割)	11
第8条の2 (地域自治協議会の役割)	12
第9条 (市の責務)	12
第4章 市民公益活動の推進	
第10条 (情報の収集及び共有)	14
第11条 (学習機会の提供等)	14
第12条 (拠点施設の機能の充実)	15
第5章 市政への参画及び市との協働	
第13条 (市政への参画の機会等)	16
第14条 (市民参加の方法及び実施)	16
第15条 (会議の公開)	17
第16条 (審議会等の委員の選任)	18
第17条 (市が行う業務における協働機会の拡大)	19
第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画	
第18条 (市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)	19
第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置	
第19条 (市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)	20
第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置	
第20条 (市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)	20
第9章 条例の検討	
第21条 (条例の検討)	21
附則	21

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

条文ごとの解説

『前文』

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切にし、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

【解説】

奈良市では、世界遺産に代表される古い町並みに住む市民の皆さまと、西部地域など郊外のニュータウンに住む市民の皆さまが、相互に影響を与えあい、新たなエネルギーを生み出しながら生活をしています。

しかし一方で、地域によっては、若い世代が土地を離れ、高齢者の方々だけで生活しておられるところも増え、様々な課題が生まれてきています。ところが、これらの課題を解決するためには、行政だけの力では困難な時代になってきました。

そのため、それらの課題を解決するためには、古の昔より培ってきた知恵や活力を今一度発揮するとともに、新しい感覚や発想を取り入れ、自分たちの住むまちは、自分たちの手でよくしていこうという考えのもと、みんなが一緒になって、お互いに力を出し合い、助け合い、協力しあうことが大切です。

このように時代が流れ、地域をめぐる環境が変わっても、わたしたちは、この奈良の歴史と風土を大切にし、これから先も、子供たちのために引き継ぎ、世界に開かれた住みよいまちにしていくために、「さあ、みんなで、一緒にまちづくりを行いましょう」という気持ちを、この前文に込めました。



《 第1章 総則 》

第1章では、総則として、この条例の目的と、用語の定義について定めています。

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。

【解説】

第1条では、何のためにこの条例を制定するのか、その目的について、定めています。

この条例の目的は、「個性豊かで魅力ある住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐこと」です。そのためには、行政の力だけではなく、市民の皆さまや、市民公益活動団体の方々、事業者の方々、学校、そして地域自治協議会の力が必要となります。そこで、この目的を達成するために、次の事項を定めました。

一つ目は、奈良市におけるまちづくりについての基本理念と、その実現を図るための市民参画及び協働に関する基本原則を定めることです。

二つ目は、それぞれの推進主体が行う公益活動を推進することです。

三つ目は、市民の皆さまの市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働を進めることです。

これらを踏まえ、市民の皆さまをはじめとする奈良市を構成する様々な主体が魅力的で個性豊かであるとともに、お互いに認め合いながら存在する多様性に富んだ住みよいまちを実現し、将来に引き継ぐことを目指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 市民公益活動 市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的と

する活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(7) 市民公益活動団体 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。

(8) 地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

【解説】

第2条では、この条例を解釈するために、共通の認識として意味を明確にしておかなければならない用語について、定義付けをしています。

なお、この条例の中で言う「市」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する普通地方公共団体としての「市」のことをいい、市の機関である『教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会』だけでなく、『議会』も含まれると考えています。

なぜなら、住みよいまちをつくるためには、市民と市の機関だけでなく、議会も一緒になって、みんながお互いに協力しなければならないからです。

① 「市民参画」

市の施策の企画立案過程から実施及び評価にいたるまでの各段階において、主権者としての市民の皆さまが主体的に参加し、意思形成にかかわることをいいます。

② 「協働」

市民の皆さま、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が対等な立場で、お互いの特性を尊重し認め合い、企画立案過程から実施及び評価に至るまでの各段階において協議しながら、共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいいます。

③ 「市民」

本条例の趣旨によるまちづくりの推進主体であり、奈良市内に住所を有する個人及び法人だけでなく、それよりもっと広くとらえ、住所や居所に関係なく、市内の事業所等で働いている人たちや、市内の学校等に通っている、児童、生徒、学生も含んでいます。

④ 「事業者」

市内において営利を目的とする事業を行う法人やその他の団体及び、それらの事業

を行う個人をいいます。本来、事業者は、営利を目的とする活動を行う団体であります。一方では公共を担う役割と責任をもつ「法人市民」として位置づけられています。また、今や営利を追求するだけでなく、地域と密着した関係も構築されてきており、事業者における社会貢献活動も期待されているところです。

⑤ 「学校」

協働を進めるためには、地域社会の中心の一つである学校の役割も非常に大切です。そこで、この条例における「学校」とは、奈良市立の小学校、中学校、高等学校だけでなく、市内に所在する、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校など、すべての学校を含んでいます。

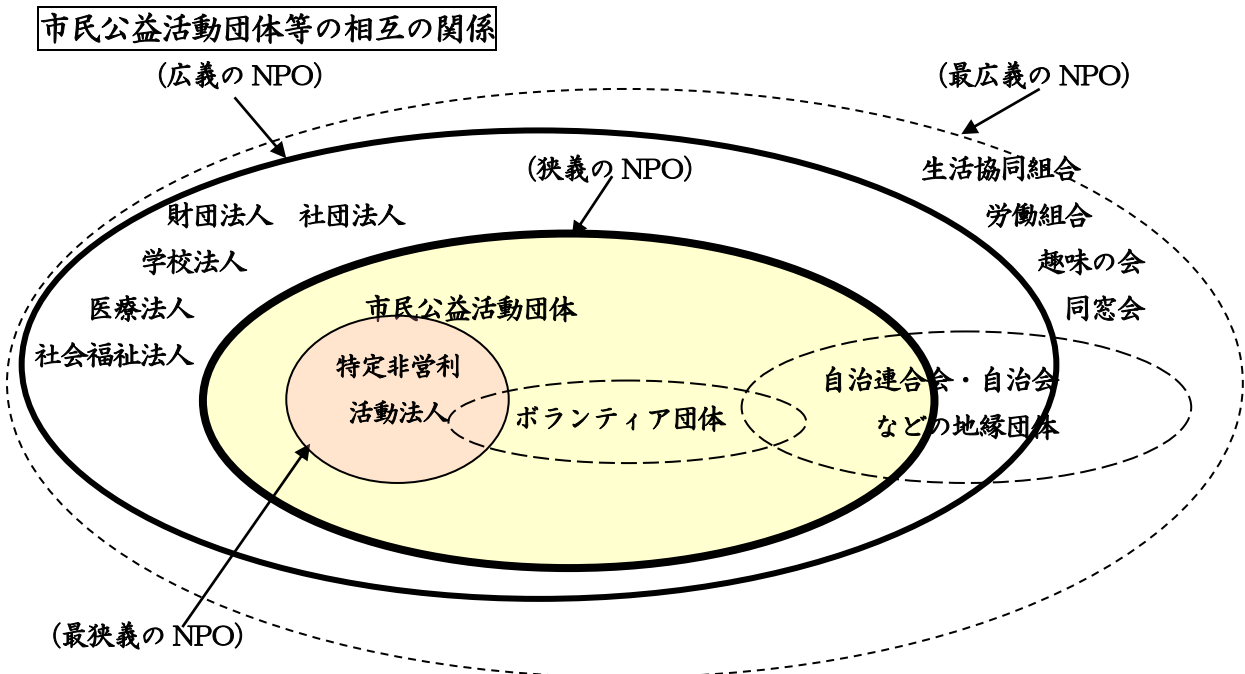
⑥ 「市民公益活動」

市民の皆さまが、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいいます。

⑦ 「市民公益活動団体」

地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体）や、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行う団体のことをいいます。

本条例においては、市民公益活動団体の定義を幅広くとらえることで、様々な市民公益活動団体との協働を目指しています。



⑧ 「地域自治協議会」

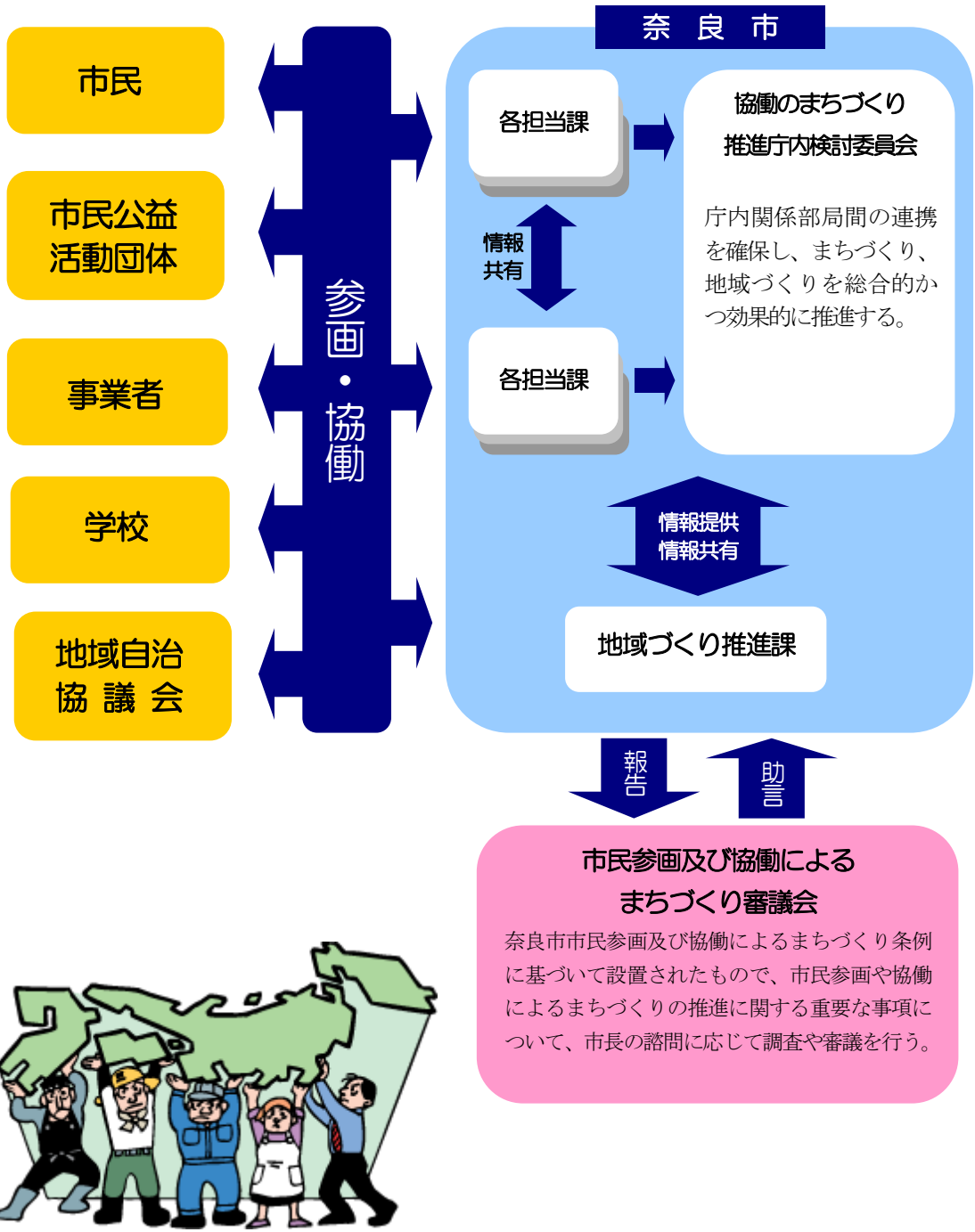
おおむね小学校区ごとに、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいいます。令和元年12月の改正により、本条例に追加されました。

地域自治協議会は、区域内の住民や自治会、地区自治連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織のほか、区域内で活動する団体が、まちづくりについて話し合い、課題解決のために協力しながら活動する、まちづくり組織の新しいかたちです。区域内の住民であれば、だれでも活動に参加することができます。

例えば、地域の防災対策に取り組むとき、障がい者支援や高齢者支援など、あわせて考えるべきテーマがたくさんありますが、さまざまな分野で活動している団体が連携・協力することで、より効果的に課題を解決することができます。今後、少子高齢化によって活動の担い手が少なくなっていくことを考えれば、地域の団体がまとまって課題解決に取り組む体制・仕組みづくりが必要であり、奈良市では、こうした取り組みを行う地域をさまざまな形で支援し、地域の課題を解決するために、積極的に協力しています。



奈良市の協働・参画の推進体制のイメージ



《 第2章 まちづくりの基本理念等 》

第2章では、市民参画及び協働によるまちづくりを行ううえで、最も重要な事項である、基本理念と基本原則について定めています。

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

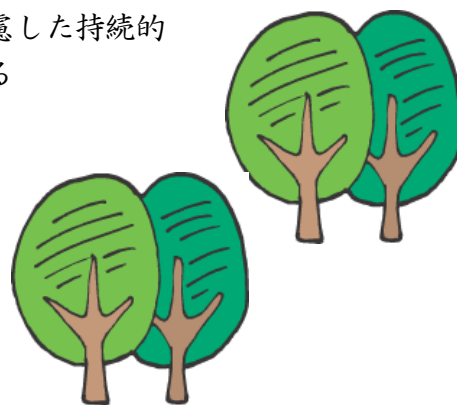
- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) 全ての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

【解説】

第3条では、奈良市における市民参画及び協働によるまちづくりを推進するために、市民の皆さまをはじめとする、それぞれの推進主体と市が共有しなければならない基本的な考え方を、「基本理念」として定めています。

今までの奈良市のまちづくり、基本構想、その他の基本的な計画等で繰り返し論じられてきた事柄を踏まえて、これからのまちづくりの基本として中心となることを、5つの主要な項目に分けて表現しました。

- ① 基本的人権の尊重は、自由で平和な社会を実現するためには欠かせない条件であり、人類共通の理念でもあります。奈良市のまちづくりにおいても、まずそれが第一にあり、心豊かに、そして安全で安心できる快適な生活が送れるようなまちづくりを行うこと、これが大きな目標となります。
- ② 教育のまちづくりということで、すべての子どもたちが健やかに成長できる基盤を整え、また、幸せにたくましく生きる力を身につけることができるような、そんなまちにしたいという思いが込められています。
- ③ すべての人たちに生きがいを持って長生きしていただくためには、いつまでも健康が保たれて、健やかな暮らしが実現できる福祉のまちを実現したいという目標を掲げています。
- ④ 奈良市は、平城宮跡や春日山原生林、奈良公園など、緑あふれる豊かな自然を有しています。地球温暖化が進む中、環境に配慮した持続的発展が可能な社会を構築し、将来にわたって緑あふれる美しいまちを実現していきたいと考えています。
- ⑤ 奈良市は、質・量とも他に類をみない、豊かな文化財と世界遺産に恵まれています。私たちには、この平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史や奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちを作っていくという、大きな目標があります。



(まちづくりの基本原則)

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

- (1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

【解説】

第4条では、この条例の「目的」や「まちづくりの基本理念」で定めたまちづくりを進めていくための大事なルールとして、次の3つの基本原則を定めました。

- ① 市民の皆さま方が、まちづくりに参画することは市民自治を実現する上で不可欠なことから、市は、市民の皆さまが市政に参画する権利を保障することを、一つ目の原則としました。
- ② 様々なまちづくりの担い手が、一方的に指揮・命令したり、されたりする関係ではなく、互いに対等な関係で協働し、そして、それぞれの自主性を互いに尊重するということを基礎にして、協力しあう関係を作っていこうということを二つ目の原則としました。
- ③ 様々な担い手が、自らの役割を自覚した上で、持ち味を生かして活動することが大切であるとともに、市民の皆さま同士や、市民の皆さまと事業者など、いろんな組み合わせの協働があることから、まちづくりを行う上での連携協力をもっと幅広く考えて進めていく必要があるということ、三つ目の原則としました。



《 第3章 市民等の役割及び市の責務 》

第3章では、誰が何をするのか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進主体である、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割と、市の責務について定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

第5条では、まちづくりにおける推進主体としての市民の皆さまの役割について定めています。

まちづくりを進めるうえで一番重要なことは、市民の皆さま一人ひとりが、自分たちのまちは自分たちで創っていかうという意識を持つことです。従って、市民の皆さまには、自らがまちづくりの主体であることと、市民として果たさなければならない役割を自覚していただかなくてはなりません。もちろん、一人一人の持つ個性や考え方、職業や立場などによって果たすべき役割は異なりますが、自らのできる範囲で自分たちが住む地域社会に関心を持って、積極的にまちづくりに参加することが必要です。

また、その他のまちづくりの担い手である市民公益活動団体や事業者、学校、地域自治協議会及び市と協働して、まちづくりの推進に努めることとしています。

(市民公益活動団体の役割)

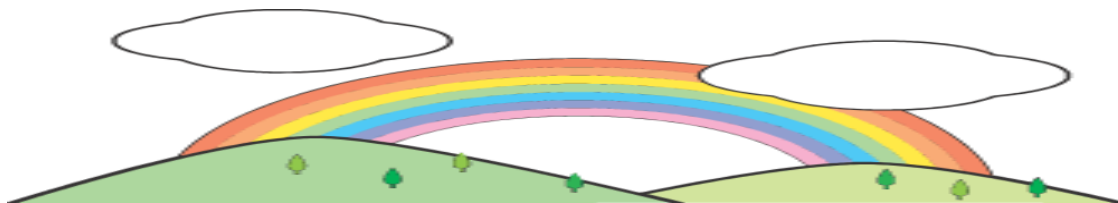
第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校、地域自治協議会及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

第6条では、まちづくりにおける推進主体としての市民公益活動団体の役割について定めています。

市民公益活動団体も、まちづくりの推進主体のひとつであり、今や、社会を支える重要な活力として認識されています。しかし、その活動をもっと広げていくためには、市民公益活動団体が自立するとともに、自分たちが持つ、その専門性などの特性を、市民の皆さまをはじめとする様々な主体に理解してもらうことが必要となります。

そして、市民や、事業者、学校、地域自治協議会及び市との協働を図り、まちづくりの推進に努めることとしています。



(事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校、地域自治協議会及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

第7条では、まちづくりにおける推進主体としての事業者の役割について定めています。事業者も、まちづくりの推進主体のひとつであり、最近では「企業の社会的責任(CSR)」という考え方のもとで、社会に寄与する様々な活動も行われており、地域の一員としてボランティア活動や、まちづくりに参加することで、地域と密着した関係が構築されてきています。

このように、事業者は、協働に関する理解を深め、そして、市民や市民公益活動団体、学校、地域自治協議会及び市と連携して、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めることとしています。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

【解説】

第8条では、まちづくりにおける推進主体としての学校の役割について定めています。

この条例では、学校も、まちづくりの推進主体のひとつとしてとらえています。大学など高等教育機関は、様々な専門的な学術的資源を豊富に保有しており、それらを生かして、社会貢献活動を実践することが求められています。また、地域の様々な主体が交流する上で小学校・中学校が果たす役割はととても大きく、学校が地域の一員として市民と交わり、またその場所を地域や市民に開放することが必要です。

そこで、学校には、その保有する学術的資源を生かした社会貢献活動に励んでもらいたいという思いと、学校も地域と一緒にまちづくりをしてもらいたいという思いを込めて、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならないとしました。

このように学校の役割は非常に重要なものである一方で、国において働き方改革が進められる中、学校における教師の負担も考慮する必要があります。学校と地域とが互いの立場を理解しながら連携を深めることで、相互に補完し合う関係が築かれ、学校の負担軽減につながることも期待できます。



(地域自治協議会の役割)

- 第8条の2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。
- 2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する事項は、規則で定める。

【解説】

第8条の2は、令和元年12月の改正により本条例に追加された地域自治協議会の役割について定めています。

第1項

地域自治協議会は、地域の住民や様々な主体が協働しながら、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとしています。少子高齢化の進行や、共働き世帯の増加などライフスタイルの変化に伴い多様化する住民ニーズに対して、行政では対応しきれないきめ細やかな取組を、住民の方々自身の力で行っていただくことが必要です。

第2項

地域自治協議会は、おおむね小学校区ごとに設立され、市長が認定を行うことから、地域を代表する性質を持ちます。それに伴い、運営には一定の責任が生じ、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければなりません。

第3項

条例に定めるもののほか、具体的な地域自治協議会の設置の要件、認定の手続き、運営に関することは、「奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則」において定めています。

(市の責務)

- 第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。
- 3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。
- 4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

【解説】

第9条では、市は市民参画と協働によるまちづくりを進めるにあたって、一定の責任と義務があることを強調しています。そこで、市が果たすべき責務について、次の4つの項目を定めました。

第1項

市民参画と協働を推進するためには、市が保有する情報を提供・公開して、参画する市民の皆さまや協働を行う相手と情報を共有することが大切です。それは、対等な関係を築く上でも必要なことです。但し、市が保有する情報の中には、プライバシーや個人情報の保護という立場から、提供できない情報もあるので、情報の提供及び公開については、『奈良市情報公開条例』の規定に基づき適切に対応していきます。また、市民公益活動をより一層促進し、活性化させるために、市は、それぞれの推進主体とお互いに理解し合い、必要な施策をともに策定し、実施しなければならないとしました。

第2項

市民公益活動に対する市の支援と、それぞれの推進主体との協働について定めています。市民公益活動を促進するためには、様々な市の支援が必要です。支援の方法としては、情報の提供や、活動拠点の整備、人的支援、財政支援などが考えられますが、それぞれの推進主体が本当に必要としている支援を見極めて、また、支援を行った後は、その支援による効果などについて、詳しく検証することも必要となります。

また、市が実施している事業については、あらゆる分野において協働の可能性を検討する必要があります。

第3項

市民参画や協働によるまちづくりを進めていくためには、職員の意識の向上が求められるため、啓発や研修が必要であると定めています。「公共」や「公益」の事業は、行政だけが担うのではなく、市民の皆さまをはじめ様々な主体によって担われていることを、市職員一人一人が強く認識することが重要です。そのためには、啓発や研修による意識改革が求められています。

第4項

市民参画や協働によるまちづくりを推進していくためには、地域の課題を一体的にとらえる必要があります。そのため、国の省庁や奈良県、他の地方公共団体など関係機関と連携することが重要です。

そこで、互いに情報共有を行い、協力し、積極的に行政間でのパートナーシップ、協働を進めていくために、「関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない」と定めました。

《 第4章 市民公益活動の推進 》

第4章では、第9条で規定した「市の責務」を果たすために、「まちづくり」を進めていくときの鍵になる市民公益活動について、さらに推進、促進していかなければならない施策について定めています。

(情報の収集及び共有)

第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

【解説】

第9条でも説明したように、市民参画と協働を推進するためには、情報の提供と公開は必要不可欠です。第9条では市が保有する情報についての市の責務を規定しましたが、第10条では、特に市民公益活動やまちづくり全般についての情報の収集及び共有について、次の2つの項目を定めました。

第1項

それぞれの主体が地域の課題を解決していくためには、その地域における市民公益活動の情報が必要となります。そのため、市は、市民公益活動に関する情報を積極的に収集するよう努めなければならないとしました。

第2項

ここでは、市以外の推進主体も、互いに、協働のまちづくりに関して、必要な情報の共有に努めるものとした。



(学習機会の提供等)

第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

【解説】

第11条では、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が、市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習の機会等を提供することについて定めたものです。

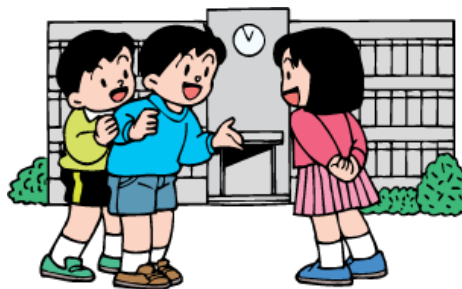
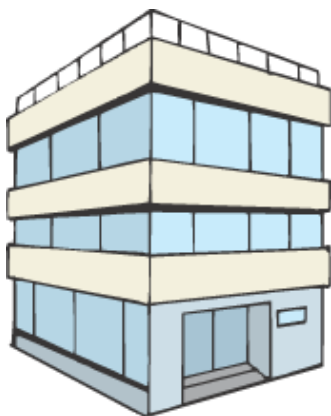
地域における様々な主体が市民公益活動に対する理解を深めることで、活動を円滑に進めることができます。また、市民公益活動団体が自らの活動への理解を深めることは、活動をより充実させることにもつながるものです。

(拠点施設の機能の充実)

第12条 市は、市民公益活動を活性化させるため、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

【解説】第12条も、市が取り組む協働推進の環境整備の方策のひとつです。市は、市民公益活動を活性化させるために、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図ることについて決めました。

情報共有や学習機会の提供といった観点からも、市民公益活動を推進していくための拠点施設や機能を、充実させる必要があります。なお、拠点となる施設とは、市全体の市民公益活動を支援するような総合的な施設だけではなく、それぞれの推進主体が地域において活動するうえで拠点にできる施設も含まれます。最近では、小学校の空き教室を地域で活動する団体などに有効利用してもらうケースも増えるなど、地域における活動の拠点として学校の役割も重要といえます。



《 第5章 市政への参画及び市との協働 》

第5章では、市民の市政に対する具体的な参画方法と、市との協働について決めました。

(市政への参画の機会等)

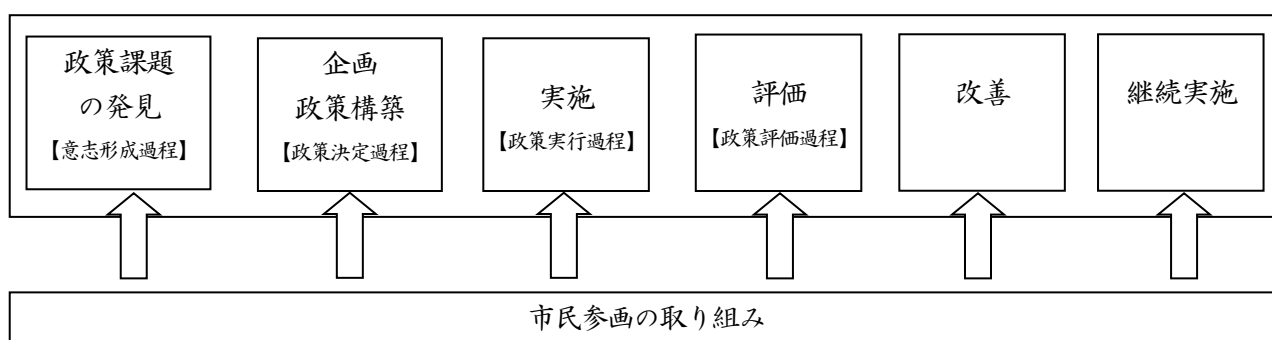
第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の全てにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

【解説】

協働によるまちづくりを行うためには、まず、市民の皆さま等が市政に参画する必要があります。市政への参画において特に重要であるのは、政策を考える段階、決める段階、そして実行していく段階、評価する段階、そのそれぞれの段階に市民参画が必要だということ、全ての段階での参画について規定しています。

- ① その中でも特に、意思形成段階のプロセスに市民の皆さまに関心を持っていただき、早い段階から市民参画を進めることのできる環境を整えるために、意思形成段階から行政情報を提供するという規定になっています。
- ② また、市民参画や協働を進めていくときに、市民の皆さまの声や提案や相談を受け付ける窓口を整備し、そこから市民参画を広げていくということを義務付けました。



(市民参加の方法及び実施)

第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃そ

他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。

4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

第14条では、前条で定めた市政への参加の方法及び実施における具体的な手法について定めています。なお、本条で示した手法以外にも、様々な主体の意見を反映する上で有効な手法については、積極的な取り組んでいく必要があります。

特に第2項では、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときはパブリックコメントの実施について、規定しました。

なお、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は別に定めるとしており、本市では、平成18年1月1日に『奈良市パブリックコメント手続に関する指針』を定めて実施しています。

（会議の公開）

第15条 市は、情報公開条例第29条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

【解説】

第15条では、会議等の公開の推進について定めています。

市民参画と協働の推進を図るにあたり、「会議の公開」も、非常に重要な手法のひとつです。本市では、平成20年4月1日に、奈良市情報公開条例を全部改定し、同条例第29条（※1）において、「審議会（※2）その他の附属機関（※3）及び実施機関が設置するこれに類する機関（※4）の会議は、原則として公開するものとする」と定めました。

そこで、「市民参画及び協働によるまちづくり条例」では、審議会等の会議の公開に限らず、それ以外の会議についても、公開できるものについては広く公開しようという一歩前進した考えにより、「会議等の公開の推進に努めるものとする」と規定しています。

※1 奈良市情報公開条例第29条

本市において地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 法令等の規定により、公開しないこととされているもの

- (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等をするもの
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、審議会等の出席委員の3分の2以上の多数の議決により、会議の全部又は一部を公開しないこととしたもの

※2 審議会（地方自治法 第138条の4第3項）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

※3 附属機関（地方自治法 第202条の3）

普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※4 実施機関が設置するこれに類する機関

附属機関と類似の機能を有する機関で、市行政に対する市民の意見の反映又は専門的知識の導入等を図ることを目的として、要綱、要領等に基づき設置された協議会、委員会、懇談会、会議等（行政機関の職員のみで組織されているものを除く。）

(審議会等の委員の選任)

第16条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。
2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

【解説】

第16条でも、市民の市政への参画を進めるために、審議会等の委員の選任のあり方について、次の2つの項目を定めました。

第1項

審議会等の設置目的や役割は、非常に多種多様であるため、専門性を必要とされる場合が多く、一般的には、学識経験者やその設置目的に適した各種団体から、委員を選任することになります。しかし、市政に市民の皆さまの視点からの意見を反映させるためには、幅広い分野から人材を選任することが大切です。そこで、市民の皆さまの意見を広く市政に反映させ、透明性を確保するためにも、審議会等の委員については、積極的に市民を加えるように努めなければならないとしました。

第2項

また、その選任方法については、年齢構成や地域性を考慮し、公平性を期す意味で、公募により選任するよう努めるものとしています。

※ なお、審議会等の中には、すでに法令や条例等で資格要件が規定されている審議会もあるため、それらについては、委員公募の対象にはなりません。

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第17条 市は、市民公益活動団体及び地域自治協議会が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

【解説】

第17条では、市が行う事業において、新たな公共サービスの担い手である市民活動団体及び地域自治協議会が有する専門性をはじめとする特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業があれば、それらの団体に対し、業務の参入機会と、協働の機会を拡大するよう努めることについて定めました。

また、市民公益活動団体及び地域自治協議会が持つ専門性や機動性などの特性を生かすことで、行政よりも柔軟に、きめ細かな行政サービスの対応が可能になることから、市民の満足度が高い公共サービスの提供が期待されるというメリットがあります。

《 第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 》

第6章では、市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の策定について定めています。

(市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

第18条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、推進計画に基づき講じる施策の実施計画及び実施状況を公表しなければならない。

4 市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直ししなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

【解説】

第18条では、市民参画及び協働によるまちづくりを総合的かつ、計画的に推進するための「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を定めると規定しました。また、この計画は、第9条で示した情報公開の観点から施策の実施計画や実施状況を公表するとともに、市民参画や協働を取り巻く社会状況の変化の動きが大きいことから、5年を超えない期間ごとに計画を見直すことを定めています。



《 第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置 》

第7章では、市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置について定めています。

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第19条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

【解説】

第19条では、奈良市における市民公益活動を推進するために、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金」を設置することについて定めています。

なお、基金の目的や管理、処分等については、別途、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金条例」を定めますが、この基金の法的根拠を明確にするために、当条例で基金の設置を定めたものです。

《 第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置 》

第8章では、市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置について定めています。

(市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)

第20条 第18条第4項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必要に応じて市長に意見を述べるができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この審議会は、参画と協働によるまちづくりの推進組織、進行管理のための組織として考えており、また、次の第21条に示すように、条例を見直していく役割も担っています。



《 第9章 条例の検討 》

第9章については、条例の検討について定めています。

(条例の検討)

第21条 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

【解説】

第21条では、この条例の見直しについて定めています。

社会情勢や経済状況などの変化により、この条例の定める内容と実態が合わなくなり、改正が必要とされる場合も考えられることから、常に社会情勢との適合性等について、検討する必要があります。そのために、この条例の施行後、5年を超えない範囲で、これらの規定について検討し、『奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会』の意見に基づき、見直しを行うこととしています。

なお、「5年を超えない期間ごとに」ということですが、著しい社会情勢の変化があった場合は、即座に見直し等について検討し、必要な措置を講じます。

附 則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1 に次のように加える。

市民参画及び協働によるまちづくり審議会の委員	日額 10,000円
------------------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

附則では、この条例の施行日と、『奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会』の委員の報酬について、定めています。

